

“社会を明るくする運動”の始まり

銀座フェア  
昭和24年7月1日、「犯罪をした者の改善及び更生を助け……、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進する」ことを目的とした『犯罪者予防更生法』という更生保護制度の基本法が施行されました。これによって更生保護制度が新しくスタートしましたが、戦後の荒廃した中であつて、かねてから街にあふれた子どもたちの将

来を危惧していた東京・銀座の商店街の有志が、この法律の思想に共鳴し、保護少年のためのサマースクールの開設資金の造成などを目的に、自発的に同年7月13日から1週間にわたって「犯罪者予防更生法実施記念フェア（銀座フェア）」を開催しました。

矯正保護キャンペーン  
この銀座フェアが刺激となり、また『犯罪者予防更生法』施行一周年を記念して、その翌年の昭和25年7月1

日から10日まで、「矯正保護キャンペーン」が全国的に実施されました。このキャンペーン期間中に、前年の銀座フェアに示された一般市民の熱意と善意を高く評価して、保護司全国協議会、映画会、記念スタンプ、リーフレットの配布、街頭宣伝活動などのPR活動が全国的に実施されました。街にあふれる戦災孤児、犯罪や非行の激増による社会不安の増大、インフレや物資不足で余裕のない生活の人々にとつて、不幸な少年に対する思いやりや愛の心呼び戻し、殺伐とした世相に明るい光をともしたとも言われています。

“社会を明るくする運動”の誕生  
昭和26年7月、「銀座フェア」と「矯正保護キャンペーン」を通じて、犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには、一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識を深めた法務府（現在の法務省）は、このPR活動を継続して一層発展させる必要があるとして、“社会を明るくする運動”と名付け、国民運動として広げることになりました。

社会を明るくするための……

地域の力が犯罪や非行を防ぐ  
現在、テレビや新聞では、毎日のように事件のニュースが報道されています。安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取り締まりを強化して、あやまちを犯した人を処罰することも必要なことです。

しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることも、またとても大



“社会を明るくする運動”はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で59回目を迎えました。

問い合わせ/健康福祉課 (☎581・2121内線121)へ。

切なことなのです。

“社会を明るくする運動”に、みんなの参加を

「犯罪や非行をする人がいない」「あやまちからの立ち直りを支えていける地域をつくる」。そのためには、一部の人だけでなく、地域のすべての人がそれぞれの立場で関わっていく必要があります。“社会を明るくする運動”は、今年で59回目を迎えた全国的な運動です。犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。

“みんなで考え、参加してください” “社会を明るくする運動”では、街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビ等の広報活動を行っています。こ

今年の取り組み

今年の重点事項は「犯罪や非行をした人たちの就労支援」です。期間中、町では深谷地区保護司会寄居支部や寄居地区更生保護女性会を中心に関係団体との合同パレードをはじめ、街頭広報活動などを行います。

県内の犯罪発生件数は減少傾向にあります。県内では、家屋に侵入しての窃盗・強盗、路上でのひったくり、また悪質商法や振り込め詐欺など多様化しており、寄居警察署管内も例外ではありません。

こうした犯罪や非行の背景には、急速な社会の変化の中で、住民同士や家族間の「対話」や「ふれあい」が少なくなるなど、人間関係の希薄化が徐々に進み、地域社会や家庭が従来持っていた犯罪抑止力や教育力が低下してきたことが考えられます。

地域の連帯や家族の絆の大切さを再認識し、安全で安心して暮らせる明るい社会を築いていくことは、犯罪をなくし、次代を担う青少年を非行から守ることにつながります。皆さんで対話とふれあいの輪を広げ、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えましょう。

地域の力が犯罪や非行を防ぐ

寄居地区更生保護女性会（峯岸佳子会長）では、毎年7月に「社会を明るくする運動強調月間」の活動の一環として「愛の募金」を行っています。この募金は、昭和35年から「埼玉県寄附募集に関する条例」に基づき実施しているものです。

寄居町内においては、更生保護女性会が発会した平成12年度から取り組み、平成20年度には、52万円余のご協力をいただきました。この募金は、一部を県内・町内の福祉施設に、また、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、絵本の購入費として寄居町内7カ所の保育所へ寄附させていただきます。

更生保護女性会は、心ならずも罪を犯した人や、非行少年に暖かい手を差し伸べ、立ち直りを支援し、犯罪や非行のない明るい社会を築こうと活動しているボランティア団体です。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ/峯岸佳子さん (☎581・1377)へ。